

議案第6号

富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月5日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

水道料金の改定等を行うことにより、水道事業の経営の健全化を図り、もって水道水の安定的供給に資するため、条例の一部を改正するものである。

富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

富津市水道事業給水条例（昭和46年富津市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条（見出しを含む。）中「及び水道閉栓料金」を削る。

第26条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第23条）

1 2か月間の水道料金（口径が13mm又は20mmの場合）

口径 (mm)	基本料金	水量料金					
		1～20 m <sup>3</sup>	21～60 m <sup>3</sup>	61～120 m <sup>3</sup>	121～220 m <sup>3</sup>	221～320 m <sup>3</sup>	321m <sup>3</sup> 以上
13	2,700円	1 m <sup>3</sup> に	1 m <sup>3</sup> に	1 m <sup>3</sup> に	1 m <sup>3</sup> に	1 m <sup>3</sup> に	1 m <sup>3</sup> に
20	3,888円	つき 86円 40銭	つき 259 円20銭	つき 367 円20銭	つき 432 円	つき 486 円	つき 529 円20銭

2 2か月間の水道料金（口径が25mm以上の場合）

口径 (mm)	基本料金	水量料金				
		1～40m <sup>3</sup>	41～100m <sup>3</sup>	101～200 m <sup>3</sup>	201～300 m <sup>3</sup>	301m <sup>3</sup> 以上
25	6,372円	1 m <sup>3</sup> につ	1 m <sup>3</sup> につ	1 m <sup>3</sup> につ	1 m <sup>3</sup> につ	1 m <sup>3</sup> につ
30	9,504円	き 259円 20	き 367円 20	き 432円	き 486円	き 529円 20
40	19,008円	銭	銭			銭
50	28,296円					
75	69,336円					
100	119,880円					
150	別に定め る。					

3 臨時水道料金

1 m<sup>3</sup>につき777円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富津市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の規定による水道料金は、この条例の施行の日以後直近の定例検針日において計量された使用水量後のものから適用し、当該定例検針日において計量された使用水量に係る水道料金は、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、定例検針日が平成31年3月中となる場合の水道料金は、当該定例検針日において計量された使用水量のうち2分の1については、新条例の規定により算出し、残りの2分の1については、なお従前の例による。